

広島市告示（佐伯）第28号  
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
会長 永野 正雄
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年3月14日
- 2 委託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日